明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第五十八号研究学園都市計画道路事業三・二・四十号新都市中央通り線

三　事業施行期間　自平成十九年三月八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第百九十九号岩井・境都市計画道路事業三・四・十六号松岡町・上小橋線

三　事業施行期間　自平成六年二月七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千十九号岩井・境都市計画道路事業三・四・五号辺田本町線

三　事業施行期間　自平成八年十月三十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の事業計画の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千六十一号高崎都市計画道路事業三・四・十号高崎駅観音山線

三　事業施行期間　自平成十年十二月二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　群馬県高崎市若松町地内

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第二百七十三号渋川都市計画道路事業三・四・四号渋川高崎線

三　事業施行期間　自平成十六年八月三十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第五十五号館林都市計画公園事業七・六・一号多々良沼公園

三　事業施行期間　自平成十一年一月十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十一年建設省告示第五十五号及び平成十八年関東地方整備局告示第百四十号の事業地のうち群馬県館林市日向町字江尻地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十一年建設省告示第五十五号及び平成十八年関東地方整備局告示第百四十号の事業地のうち群馬県館林市日向町字江尻及び邑楽町大字鶉字江尻地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百八十八号太田都市計画及び藪塚都市計画下水道事業利根・渡良瀬流域下水道（新田処理区）

三　事業施行期間　自平成四年十二月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし